

## 検討課題 4

(事例)

- ① 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A県において、新たに産業廃棄物処理施設を設置することを企図していた。
- ② A県では、産業廃棄物処理施設設置許可につき、指導要綱（行手法2条8号ニ）を定めていた。  
同指導要綱によれば、産業廃棄物処理施設設置許可の申請にあたっては、まず、県知事に対し、事前審査申込書を提出し、事前審査が承認された後に、許可申請を行うこととされていた。
- ③ 甲社は、平成28年10月30日、A県知事に事前審査申込書を提出したが、平成29年2月1日、当該事前審査は不承認となった。
- ④ 甲社は、指導要綱に従う義務はないと考え、平成29年4月1日、許可申請を行い、県庁の当該窓口にて許可申請書を提出した。  
同月7日、甲社に対し、A県知事名で、以下の内容の通知書と申請書類一式が返送されてきた。  
『本件申請にかかる産業廃棄物処理施設設置計画の事前審査については、平成29年2月1日、不承認となっております。不承認とされた計画については、設置許可申請に対する書類を受理しないこととしております。  
なお、当然、許可申請書の審査はしていません。』

(検討事項)

- ① どのような審査請求が考えられるか？
- ② 複数の審査請求方法が考えられる場合、それぞれのメリット・デメリットは何か？
- ③ 当該審査請求を考えるに当たり、審査請求人としてどのような主張が考えられるか。